

[別添2] 物納等有価証券（非上場株式）評価調書

第1表 評価上の会社規模の判定調書

会社名			本店所在地					
代表者氏名			事業内容	取扱品目及び卸売業、小売業、サービス業等の区分				取引金額構成比(%)
評価時期								
直前期	自年月日	至年月日						
1. 評価方式の判定								
イ 課税価格を決定した方式 原則的評価方式				ロ イの方式とは別の方式により評価を行う場合の理由（2で会社規模を判定）				
① 類似業種比準方式				① 評価会社の資産の保有状況や規模、営業状態等の著しい変動				
② ①と③の併用方式				② 評価会社の業種変更				
③ 純資産価額方式				③ その他（ ）				
④ 特定会社の評価方式								
2. 会社の規模（Lの割合）の判定								
判 定 要 素	項 目			金額・人数				
	直前期末の総資産価額（帳簿価額）			円				
	直前期末以前1年間における従業員数			人				
判 定 基 準	イ 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			70人以上の会社は、大会社（ロ及びハは不要） 70人未満の会社は、ロ及びハにより判定				
	ロ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分			ハ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中 会社）の区分	
	総資産価額（帳簿価額）			取 引 金 額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
	4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	0.90
	20億円未満	15億円未満	15億円未満		30億円未満	20億円未満	15億円未満	
	2億円以上	2億5,000万円以上	2億5,000万円以上	20人超	3億5,000万円以上	2億5,000万円以上	2億円以上	0.75
	4億円未満	5億円未満	5億円未満	35人以下	7億円未満	5億円未満	4億円未満	
	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60
2億円未満	2億5,000万円未満	2億5,000万円未満	20人以下	3億5,000万円未満	2億5,000万円未満	2億円未満		
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	
「会社規模とLの割合（中会社）の区分」はロ欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）とハ欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定する。								
判 定	大会社			中 会 社			小 会 社	
				L の 割 合				
				0.90	0.75	0.60		

第2表 特定の評価会社の判定調書

1. 比準要素数1の会社	判定要素						判定基準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当)・でない(非該当)												
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素				判定	該当	非該当										
	第4表の Bの金額	第4表の Cの金額	第4表の Dの金額	第4表の Bの金額	第4表の Cの金額	第4表の Dの金額	円				銭	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	円
		0						0					0							
2. 株式等保有特定会社	判定要素										判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である							
	総資産価額 (第5表の①の金額)		株式等の価額 (第5表のイの金額)			株式等保有割合 (②/①)		判定	該当	非該当										
	①	円	②	円	③	%														
3. 土地保有特定会社	判定要素										会社の規模の判定(該当する文字を囲んで表示する)									
	総資産価額 (第5表の①の金額)		土地の価額 (第5表のハの金額)			土地保有割合 (⑤/④)		④		⑤		⑥		⑦						
	④		⑤			⑥		%		%		%		%						
	判定基準	会社の規模		大会社			中会社		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)		卸売業 20億円以上		卸売業 7,000万円以上20億円未満							
		小売・サービス業 15億円以上		小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満			上記以外の業種 15億円以上		上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満											
		⑥の割合		70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満									
判定		該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当									
4. 開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	判定要素			判定基準		評価時期において開業後3年未満である		評価時期において開業後3年未満でない											
		開業年月日	年	月	日	判定		該当		非該当										
	(2)比準要素数0の会社	判定要素	直前期末を基とした判定要素			判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)・でない(非該当)													
第4表のBの金額	第4表のCの金額		第4表のDの金額	円	銭		円	銭	円	銭	円	銭								
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社		判定													
	該当	非該当	該当	非該当			該当	非該当												
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社 2. 株式等保有特定会社 3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等 5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社																			
	(注) ・ 該当する番号を○で囲む(なお、1から6の判定において2以上に該当した場合は、後の番号の判定による)。																			

第3-1表 一般の評価会社の株式価額の計算調書 会社名 _____

1 原則的 評価方式 による 価額	1株当たりの 基準価格の計算の 基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑰の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪又は⑫の金額)		
			①	円	②	円	
	1株 当たり の 基準 価格 の 計算	区 分	1株当たりの基準価格の算定方法				1株当たり の基準価格
		大会社の 株式の価額	①の金額 (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合 は②の金額(評価替えした場合を除く))				③ 円
		中会社の 株式の価額	次の算式による金額 ①の金額 Lの割合 ②の金額 Lの割合 (第1表2) (第1表2) (円 × 0.) + (円 × (1 - 0.)) (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合 は②の金額(評価替えした場合を除く))				④ 円
		小会社の 株式の価額	②の金額 (課税時に併用方式により評価している場合は次の算式によ る金額(評価替えした場合を除く)) ①の金額 Lの割合 ②の金額 Lの割合 (円 × 0.50) + (円 × (1 - 0.50))				⑤ 円
	基準 価格 の 修正	直前期末の翌日から評価時 期までの間に株式分割の効 力が発生している場合若し くは評価時期が当該分割の 基準日の翌日から効力発生 までの間にある場合		基準価格 (③、④又は⑤) (円) ÷ (1株 + 株)		旧株 1株当たりの交付新株式数	
				修正基準価格		⑥ 円	
		直前期末の翌日から評価時 期までの間に新株式の割当 に係る払込期日が到来して いる場合若しくは評価時期 が当該新株式割当の基準日 の翌日から払込期日までの 間にある場合		基準価格 ③、④又は⑤ (⑥がある場合は⑥)額 (円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)		割当新株式1株 旧株1株当たり 旧株1株当たり 当たりの払込金 の新株式割当数 新株式割当数	
			修正基準価格		⑦ 円		
2 配 当 還 元 方 式 に よ る 価 額	1株当たり の資本金等 の額、発行済 株式数等		直前期末の資 本金等の額	直前期末の発 行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金 等の額を50円とし た場合の発行済株式 数 (⑧÷50円)	
			⑧ 円	⑨ 円	⑩ 株	⑪ 株	1株当たりの 資本金等の額 (⑧÷(⑨-⑩))
	配 当 金 額	事業年度	⑬ 年 配 当 金 額	⑭ 左のうち非経常的 な配当金額	⑮ 差引経常的な年配 当金額(⑬-⑭)	年平均配当金額	
		直前期	円	円	円	⑯(イ+ロ)÷2 円	
		直前々期	円	円	円		
	1株(50円)当たり の年配当金額		年平均配当金額(⑯) ⑰の株式数 ⑰		円 ÷ 株 = 円(※) (※)2円50銭未満の場合は2円50銭とする		
配当還元価額		⑰の金額 ⑱の金額 ⑲		円 × 円 = 円 10% 50円			

第3-2表 特定の評価会社の株式価額の計算調書 会社名 _____

1 純資産価額方式等による価額	1株当たりの基準価格の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑰の金額)		1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪又は⑫の金額)		
			①	円	②	円	
	1株当たりの基準価格の計算	区分	1株当たりの基準価格の算定方法				1株当たりの基準価格
		比準要素数1の会社	②の金額 (課税時に次の算式により評価している場合は次の金額(評価替えした場合を除く)) ①の金額 ②の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				③ 円
		株式等保有特定会社	(第3-4表の⑳⑰の金額)				④ 円
		土地保有特定会社	(②の金額)				⑤ 円
		開業後3年未満の会社等	(②の金額)				⑥ 円
		開業前又は休業中の会社	(②の金額)				⑦ 円
	基準価格の修正	直前期末の翌日から評価時期までの間に株式分割の効力が発生している場合若しくは評価時期が当該分割の基準日の翌日から効力発生までの間にある場合		基準価格 (③、④、⑤、⑥又は⑦) (円) ÷ (1株 + 株)		旧株1株当たりの交付新株式数	
				修正基準価格		⑧ 円	
基準価格の修正	直前期末の翌日から評価時期までの間に新株式の割当に係る払込期日が到来している場合若しくは評価時期が当該新株式割当の基準日の翌日から払込期日までの間にある場合		基準価格 割当新株式1株 旧株1株当たり 旧株1株当たりの ③、④、⑤、⑥又は⑦ 当たりの払込金 の新株式割当数 新株式割当数 (⑧がある場合は⑧)額 (円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)		修正基準価格		
					⑨ 円		
2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑩÷50円)	1株当たりの資本金等の額 (⑩÷(⑪-⑫))
			⑩ 円	⑪ 円	⑫ 株	⑬ 株	⑭ 円
	配当金額	事業年度	⑮ 年配当金額	⑯ 左のうち非経常的な配当金額	⑰ 差引経常的な年配当金額(⑮-⑯)	年平均配当金額	
		直前期	円	円	円	⑱ (イ+ロ)÷2 円	
		直前々期	円	円	円		
	1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑱) ⑲の株式数 ⑲ 円 ÷ 株 = 円(※) (※)2円50銭未満の場合は2円50銭とする				
	配当還元価額		⑲の金額 ⑲の金額 ⑳ 円 × 円 = 円 10% 50円				

第3-3表 株式等保有特定会社の株式価額の計算調書 会社名

1. S 1 の金額 (類似業種比準価額の修正計算)	受取配当金等 收受割合の計 算		事業年度	①直前期	②直前々期	合計 (①+②)	受取配当金等收受割合 (①÷(①+②)) ※小数点以下3位未満切り捨て				
			受取配当金等 の額		円	円	④ 円	④			
			営業利益の金額		円	円	⑤ 円	⑤			
	B-Bの金額		1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表のB)		受取配当金等收受割合 (A)		Bの金額 (③×A)		B-Bの金額 (③-④)		
			③ 円	銭 0			④ 円	銭 0	⑤ 円	銭 0	
	C-Cの金額		1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表のC)				Cの金額 (⑥×A)		C-Cの金額 (⑥-⑦)		
			⑥ 円				⑦ 円		⑧ 円		
	D-dの 金額		イの 金額	1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表のD)		直前期末の株式等の帳簿価 額の合計額		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		イの金額 (⑨×(⑩÷⑪))	
				⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円				
			ロの 金額	利益積立金額		1株当たりの資本金等の額を50円 とした場合の発行済株式数 (第4表の⑤の株式数)		受取配当金等收受割合 (A)		ロの金額 ((⑬÷⑭)×A)	
⑬ 円				⑭ 株					⑮ 円		
		dの金額 (⑫+⑮)		D-dの金額 (⑨-⑯)		(注) 1 Aの割合は1を上限とする。 2 ⑯の金額は、Dの金額 (⑨の金額) を上限とする。					
		⑯ 円		⑰ 円							
1株(50円)当たりの比準価額	A 類似業株 種の価額 (国税庁が定める業株の うち直近月の額)	比準 割合の 計算	区分	1株(50円) 当たりの 配当金額		1株(50円) 当たりの 年利益金額		1株(50円) 当たりの 純資産価額		比準割合	
			評価 会社	⑤	円	銭 0	⑧	円	⑰	円	⑤ ⑧ ⑰ - + - + -
			類似 業種	B	円	銭 0	C	円	D	円	B C D 3
			要素別 比準 割合	⑤ - B			⑧ - C		⑰ - D		⑱
	⑱	1株(50円)当たりの比準価額 ⑱×⑲×0.7※ (中会社は0.6、小会社は0.5とする。)		⑲ 円		銭 0					
1株当たりの比準価額 (⑲×(第4表の④の金額÷50円))						⑲ 円					

第3-4表 株式等保有特定会社の株式価額の計算調書(続) 会社名 _____

1 ・ S1 の 金 額 の 計 算	純資産価額		評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)	評価時期現在の株式等の価額の合 計額(第5表のイの金額)	差引(①-②)	
			① 円	② 円	③ 円	
	(評価額)		帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)	株式等の帳簿価額の合計額(第5表の ロ+(ニ-ホ)の金額)(注)	差引(④-⑤)	
			④ 円	⑤ 円	⑥ 円	
	の修正計算		評価差額に相当する金額 (③-⑥)	評価差額に対する法人税等 相当額(⑦×%)	評価時期現在の修正純資産価額 (評価額)(③-⑧)	
			⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	
			評価時期現在の発行済株式 数(第5表の⑩の株式数)	評価時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(評価額)(⑨÷⑩)	(注)第5表のニ及びホの金額に 株式等以外の資産に係る金額が 含まれている場合には、その金額 を除いて計算する。	
	⑩ 株	⑪ 円				
	1株当たりのS1の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価 額(第3-3表の⑫)	修正後の1株当たりの純資産価 額(評価額)(⑪の金額)		
			⑫ 円	⑬ 円		
(続)	1 株 当 た り の S1 の 金 額 の 計 算	区分	1株当たりのS1の金額の算定方式		1株当たりのS1の金額	
		上記 以外 の 会 社	比準要素数1で ある会社のS1 の金額	⑬の金額 (課税時に次の算式により評価している場合は次の算式による金額(評価替え した場合を除く)) ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円		⑭ 円
			大会社の S1の金額	⑫の金額 (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合は⑬の 金額(評価替えした場合を除く))		⑮ 円
			中会社の S1の金額	次の算式による金額 ⑫の金額 Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 (円×0.) + (円×(1-0.) = 円 (課税時に1株当たりの純資産価額により評価している場合は⑬の 金額(評価替えした場合を除く))		⑯ 円
			小会社の S1の金額	⑬の金額 (課税時に次の算式により評価している場合は次の算式による金額 (評価替えした場合を除く)) ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.5) + (円×0.5) = 円		⑰ 円
2 ・ S2 の 金 額	評価時期現在の株式等の価 額の合計額 (第5表のイの金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表のロ+(ニ-ホ)の金額)(注)	株式等に係る評価差額に相当 する金額(⑱-⑲)	⑳の評価差額に対する 法人税額等相当額 (⑳×%)	
	⑱ 円	⑲ 円	⑳ 円	㉑ 円		
	S2の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		評価時期現在の発行済株式 数(第5表の⑩の株式数)	S2の金額(㉒÷㉓)	(注)第5表のニ及びホの金 額に株式等以外の資産に係 る金額が含まれている場合 には、その金額を除いて計算 する。	
	㉒ 円	㉓ 株	㉔ 円			
3. 株式等保有特定会 社の株式の価額		1株当たりの純資産価額(第5 表の⑪の金額(第5表の⑫の金 額があるときはその金額))	S1の金額とS2の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+㉔)		株式等保有特定会社の株式の価 額 (㉕(課税時に㉖の場合は㉖))	
㉕ 円		㉖ 円		㉗ 円		

第4表 類似業種比準価額等の計算調書

会社名 _____

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の資本金等の額		直前期末の発行済株式数		直前期末の自己株式数		1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)				
	① 円		② 株		③ 株		④ 円		⑤ 株				
2. 比準要素等の金額の計算	年配当金額 1株(50円)当たりの	直前期末以前2年間の年平均配当金額									1株(50円)当たりの年配当金額 [⑨÷⑤]		
		事業年度	⑥年配当金額		⑦左のうち非経常的な配当金額		⑧差引経常的な配当金額 (⑥-⑦)		⑨年平均配当金額 (1+④)÷2		⑩ 円 銭		
		直前期	円		円		円		円		0		
		直前々期	円		円		円		円		0		
	年利益金額 1株(50円)当たりの	直前期末の利益金額									1株(50円)当たりの年利益金額 [⑫÷⑤]		
		事業年度	⑩税引前利益			⑪左のうち非経常的な利益金額			⑫差引利益金額 (⑩-⑪)			⑬ 円	
		直前期	円			円			円			⑭ 円	
	純資産価額 1株(50円)当たりの	直前期末の純資産価額									1株(50円)当たりの純資産価額 [⑮÷⑤]		
		事業年度	⑮純資産の部の額									⑯ 円	
		直前期	円									⑰ 円	
	3. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの比準価額	A 類似業種の株価(国税庁が定める業種のうち直近月の額)	比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額		1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額		比準割合	
					評価会社	⑱ 円 銭	⑲ 円		⑳ 円		㉑ 円		㉒ + ㉓ + ㉔
類似業種					B 円 銭	C 円		D 円		E 円		3	
要素別比準割合					㉕ - B	㉖ - C		㉗ - D		㉘ - E		⑮	
⑭		1株(50円)当たりの比準価額 ⑭×⑮×0.7※ ※(中会社は0.6、小会社は0.5とする。)									⑯ 円 銭		
1株当たりの比準価額 (⑯×(④÷50円))									⑰ 円				

第5表 1株当たりの純資産価額（評価額）の計算調書 会社名 _____

1. 資産及び負債の金額（評価時期現在）					
【資産の部】			【負債の部】		
科目	評価額	帳簿価額	科目	評価額	帳簿価額
	円	円		円	円
資産の合計	①	②	負債の合計	③	④
株式等の価額	イ	ロ			
土地の価額	ハ				
現物出資等受入れ資産の価額の合計	ニ	ホ			
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算					
評価額による純資産価額（①－③）	⑤	円	帳簿価額による純資産価額 （②－④）＋（ニ－ホ）	⑥	円
評価差額に相当する金額（⑤－⑥）	⑦	円	評価差額に対する法人税額等相当額（⑦× %）	⑧	円
3. 1株当たりの純資産価額の計算					
評価時期現在の純資産価額 （評価額）（⑤－⑧）	⑨	円	評価時期現在の発行済株式数（自己株式を除く）	⑩	株
評価時期現在の1株当たりの純資産価額（評価額）（⑨÷⑩）				⑪	円
同族株主等の議決権割合が50%以下の場合（⑪×80%）				⑫	円